

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 株式会社ウッドワン

【英訳名】 WOOD ONE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中本祐昌

【本店の所在の場所】 広島県廿日市市木材港南1番1号

【電話番号】 0829(32)3333(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 藤田 守

【最寄りの連絡場所】 広島県廿日市市木材港南1番1号

【電話番号】 0829(32)3333(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 藤田 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月28日の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 3円75銭 総額174,920,085円

ロ 効力発生日

平成29年6月29日

#### 第2号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、平成29年10月1日を効力発生日として、5株を1株に併合し、合わせて発行可能株式総数を第3号議案ロに記載のとおり変更するものであります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

イ 事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。

ロ 第2号議案に係る株式併合により、発行可能株式総数を196,839,384株から39,367,876株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

ハ 上記ロの変更は、平成29年10月1日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものであります。

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、中本祐昌、藤田 守、奥田清人、秦 清を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大松洋二を選任するものであります。

#### 第6号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

#### 第7号議案 第六回事前警告型買収防衛策の導入及び第六回事前警告型買収防衛策の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任する件

#### 第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合
第1号議案	39,456	36	0	(注)1	可決 96.30%
第2号議案	39,354	134	4	(注)2	可決 96.06%
第3号議案	39,443	49	0	(注)2	可決 96.27%
第4号議案					
中本祐昌	38,004	1,488	0	(注)3	可決 92.76%
藤田 守	38,435	1,057	0		可決 93.81%
奥田清人	39,428	64	0		可決 96.24%
秦 清	39,418	74	0		可決 96.21%

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合
第5号議案 大松洋二	39,456	36	0	(注)4	可決 96.30%
第6号議案	36,439	3,053	0	(注)2	可決 88.94%
第7号議案	34,368	5,124	0	(注)1	可決 83.89%
第8号議案	38,181	1,311	0	(注)1	可決 93.19%

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の5分の3以上の賛成による。  
 4 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議決権の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。